

## 特定産業廃棄物に関する特措法の一部を改正する法律案の 閣議決定について



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)」の施行前(平成10年6月16日以前)に不法投棄等が行われた廃棄物については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号)に基づき、環境大臣が定めた基本的な方針(平成15年環告第104号)に即して都道府県知事等が特定支障除去等事業を実施し、また支援措置を国が都道府県知事に講じてきました。

この法は、平成25年3月31日を有効期限としていますが、平成25年度以降も特定支障除去等事業を実施していく必要があるため、特定産業廃棄物に起因する生活保全上の支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

これにより、法の有効期限を平成35年3月31日までとし、平成24年1月現在で引き続き支援を必要とする12事案の実施計画について平成25年3月31日までに、環境大臣に協議しなければならないこととする旨、改正が行われる予定です。

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年2月14日付 環境省ホームページ

土壌環境箇所 明石康伸

### 放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。